

補足説明資料 I

「今後の基礎的自治体のあり方について（私案）」【抜粋】

第27次地方制度調査会専門小委員会 西尾勝副会長（平成14年11月1日）

4 合併特例法期限後の基礎的自治体の再編成のあり方

（2）一定期間経過後のあり方

ア 事務配分特例方式

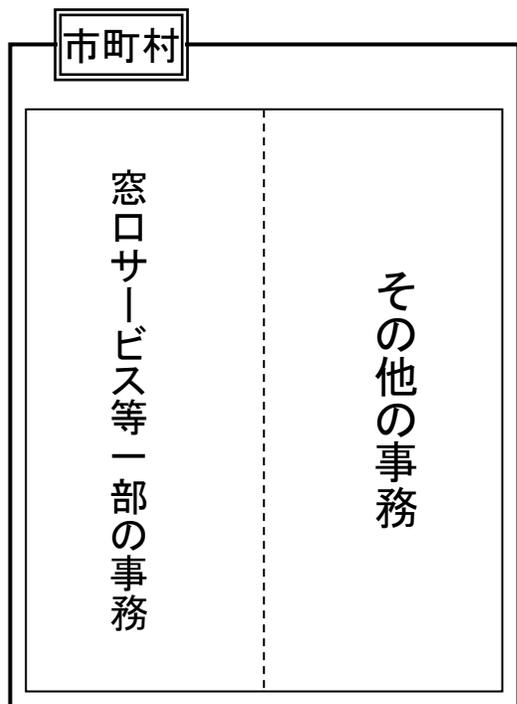
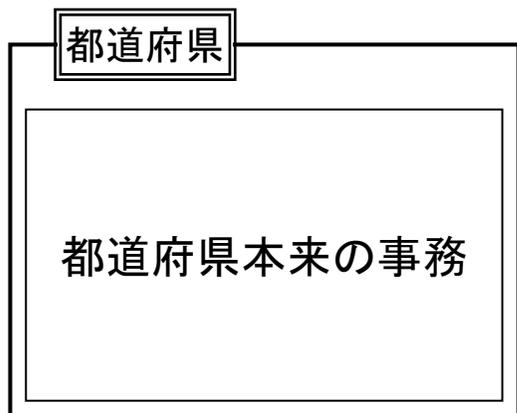
- ・ 一定の人口規模未満の団体について、これまでの町村制度とは異なる特例的な制度を創設することとする。
- ・ 例えば人口△△未満の団体は、申請により下記のような団体に移行することができるものとする。
さらに、例えば人口△△未満のうち人口〇〇未満の団体は、これに移行するか、他の団体と合併するかを一定期日までに選択しなければならないものとする。
- ・ この団体は、法令による義務付けのない自治事務を一般的に処理するほか、窓口サービス等通常の基礎的自治体に法令上義務付けられた事務の一部を処理するものとする。通常の基礎的自治体に義務付けられた事務のうち当該団体に義務付けられなかった事務については、都道府県に当該事務の処理を義務付けるものとする。これにより、都道府県はいわば垂直補完をすることとなる。
- ・ 都道府県は当該事務を処理する責任を有するが、その事務を近隣の基礎的自治体に委託するか、広域連合により処理するか、直轄で処理するかを選択するものとする。
- ・ 組織や職員等については、事務の軽減に伴い、極力簡素化を図ることとする。例えば、長と議会（又は町村総会）を置くものとするが、議員は原則として無給とすることなどを検討する。また、助役、収入役、教育委員会、農業委員会などは置かないことを検討する。

イ 内部団体移行方式（包括的団体移行方式）

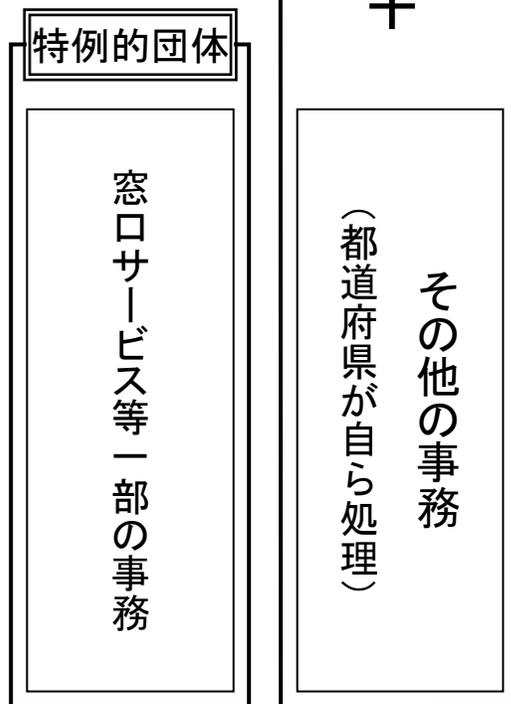
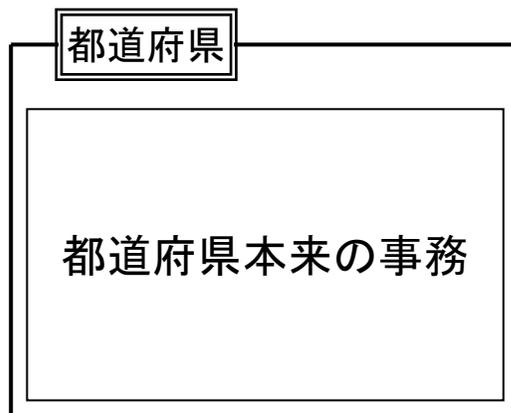
- ・ 例えば人口××未満の団体は、他の基礎的自治体への編入によりいわば水平補完されることとする。名称は、旧町村のままとすることも可能とし、一定期日までにこの編入先の基礎的自治体の内部団体に移行するものとする。編入先の選択については、当該市町村の意見を聴いて、都道府県知事が当該都道府県議会の議決を経て決定する。
この結果、編入先の基礎的自治体は、複数の旧市町村を包括した連合的な団体となる。
- ・ 当該内部団体の事務については、原則として法令による義務付けをなくし、その属する基礎的自治体の条例により定めることとする。
- ・ 当該内部団体の組織については、大幅に簡素化し、その属する基礎的自治体の条例により定めることとする。
- ・ 当該内部団体の財源については、その属する基礎的自治体からの移転財源を除き、当該内部団体に属する住民の負担によって運営することとする。

事務配分特例方式の概要

【現 状】

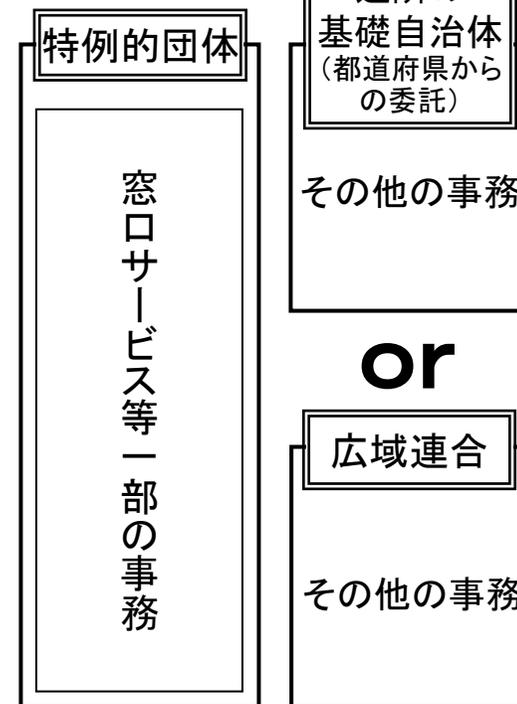
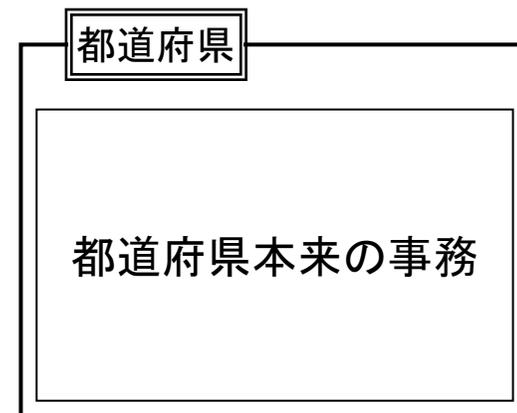


【西尾私案のイメージ】

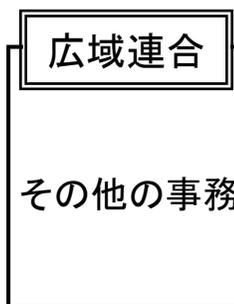


+

or



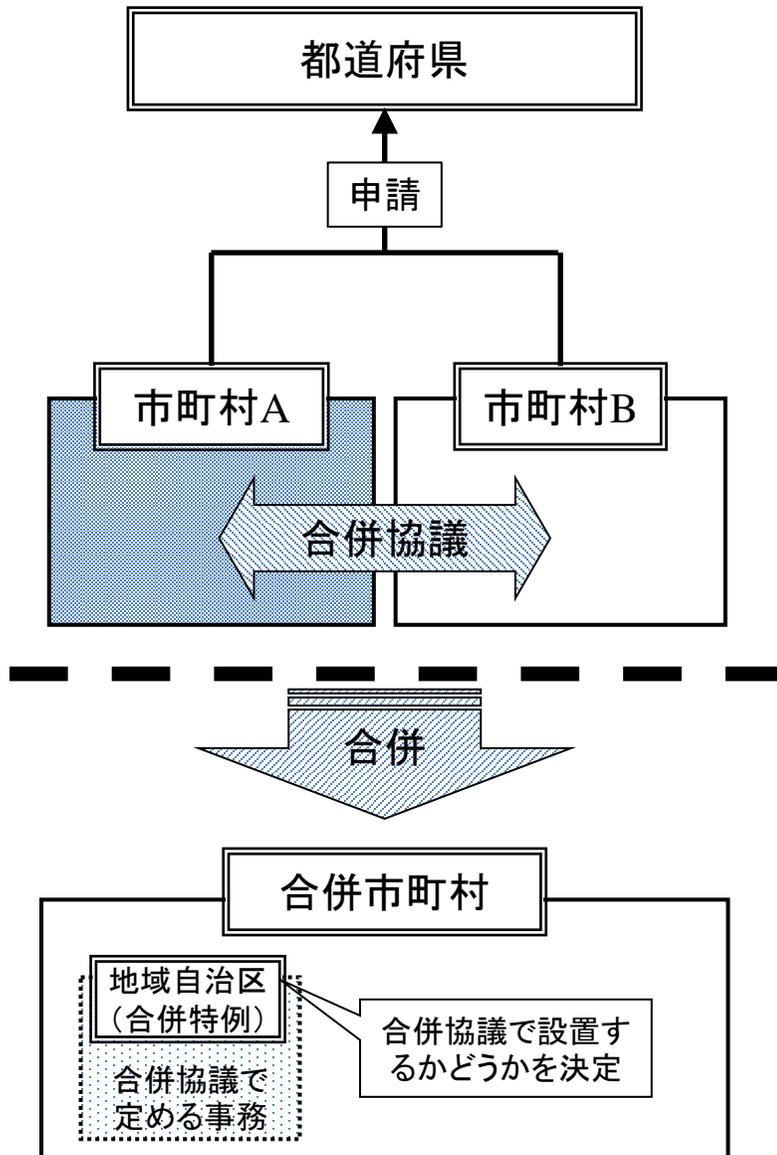
or



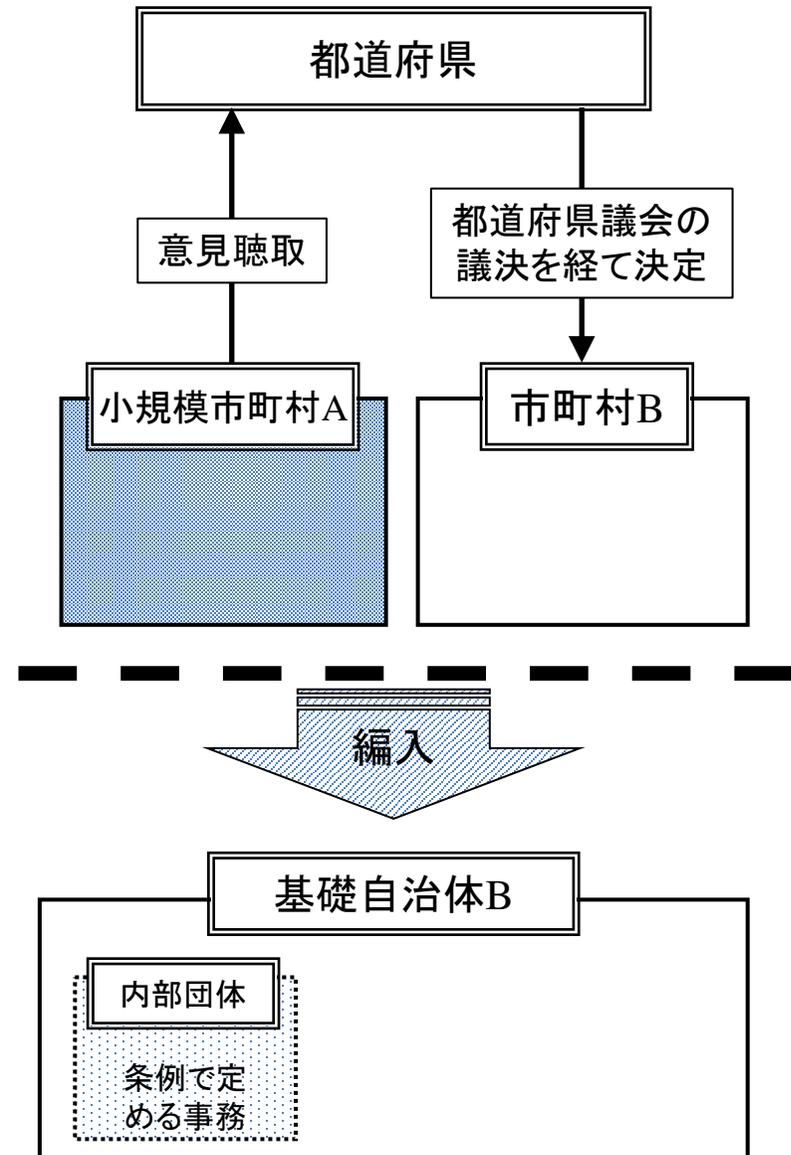
※特例的団体は、組織や職員等を極力簡素化(議員は無給、教育委員会を置かないなど)

内部団体移行方式の概要

【現 状】



【西尾私案のイメージ】



※内部団体の組織は大幅に簡素化。

「町村なくし市に再編」

地方制度調査会 西尾副会長案 合併「強制」へ

地方分権の担い手である自治体のあり方を検討している地方制度調査会の西尾勝・副会長（国際基督教大学教授）は、1

日の同調査会の専門小委員会で、市町村合併の進め方に関し、将来は市を基礎的自治体にして町村をなくしていくという案を提出した。合併特例法が切れる05年3月以降は、現在のような財政的な特典をつけず強力的に合併を推進することとしており、「自主的合併」から「強制合併」への転換をうかがわせる内容だ。

（4面に要旨）

自民党の地方自治に関

する検討プロジェクトチームも、合併せずに残った人口1万人以下の自治体について、業務を窓口

サービスに限定する方針を確認している。西尾案はこれと軌を一にしたもので、今後の議論のたたき台として、来年3月の中間報告の方向付けに大きな影響を与えると思われる。「アメからムチ」への流れが見て取れることから、全国で進む市町村合併の動きに一層拍車がかかりそうだ。

西尾案は、福祉や教育、まちづくりなどの事務をすべて処理する基礎的自治体として市を位置

づけ、人口が一定規模に満たない自治体の解消を目標とすべきだとした。そのうえで、特例法の失効後は、合併によって「解消すべき」自治体の人口規模を法律で明示し、都道府県や国が指導

するとした。案には明記されていないが、人口1万人程度が念頭にあると見られる。合併せずに残った自治体については①新制度を創設して権限を縮小し、特例的に扱う②他の自治体に編入する、を提案している。

①は、取り扱い事務を窓口サービスなどに限り、他の事務処理は都道

府県に義務づける。組織や職員は簡素化し、首長や議会は置くが議員は原則として無給。助役、収入役、教育委員会などは置かないことなどを検討するとしている。

②は、離島など①よりもさらに規模の小さい市町村が念頭にある。基礎的自治体に複数の旧市町村が編入され、一定期間後は基礎的自治体の内部団体になる。

この日の小委員会では、「自主合併を基本とすべきではないか」「人口以外の要件も必要」などの意見が出たという。



政治・総合

国際

経済

オピニオン

スポーツ

小

「地方分権の二〇年を振り返って⑤」 【抜粋】

◆西尾勝氏 私が考えていたことは「西尾私案」でも不十分だと思っていましたし、その後、私案に基づいて地制調で議論しましたが、ほとんどの方が反対なさって、最終的には答申にも入れられなかったことが何項目もあるわけです。人口目標や事務権限の移譲も、賛成がないので答申には書かれないことになりました。結局、若干取り入れられたのは地域自治区につながる地域自治組織を認めていこうという話と、小規模な町村についてはいずれ水平補完なり垂直補完なり何らかの補完が必要だということが「引き続き検討する」という言い方で残ったくらいで、「西尾私案」は無残にも敗れていくわけです。ほとんど反映されていない答申になっています。

結末はそうになりましたが、あれが異常な反響を起こしたのは、やっぱり報道の影響が大きかったと思います。地制調の専門小委員会で私が私案を出した翌日の朝刊に、他紙ではほとんど取り上げられませんでした。朝日新聞が特ダネのように一面に大きな記事で書いています。まだ小委員会に私案を出した話ですが、それを詳細な記事で、朝日新聞だけが一面で報道していました。横やら縦やらいろいろ小見出しがついたのですが、その中で皆さんに一番衝撃を与えたのが「町村をなくし市に再編」と書いてあったことです。全部市にするんだ、町村をなくすのだと西尾私案は言っていると。これは、町村関係者にとって衝撃的なことで、全国町村会はもちろん、全国町村会議議長会も猛烈な反発をするわけです。小規模な町村で残らざるを得ないところは、義務的な事務は極力小規模にして負担を軽くしてあげましょう、そのかわり町村議会も議員は無報酬にすべきだ、簡素にすべきだと書いてあったのですから、猛烈な反発になったわけです。

その頃、全国に講演に行くともものすごい聴衆が集まって、「西尾勝という悪者の顔を一目見たくて、今日集まられたんですか」というと、「そうだ」とすごい反響がありました。当時、人口が三、〇〇〇人以下ぐらいの町村のレベルになると固定資産税等々の税収では議員の報酬すら賄えない、地方交付税で措置されない限り報酬は払えないのが実態ですよという話までしました。そこまで自らの税収がないならば、報酬は要らないと言うべきじゃないか、町村長の報酬は仕方がない、業務をやっているわけですし、監督しているわけだし。職員たちについても交付税措置するのは必要です。国が命じた仕事を処理するためにそれだけの職員が要るんだから、その人の給与を補填する必要があります。しかし、あなたたちは住民の代表者であるから、住民が納める税金で代表者の報酬も満たせないのなら、もう報酬は要らないと言うべきじゃないですかと言うと、シーンとするんです。すごかったですね。

「西尾私案」が大きな影響を与えて合併が進んだと色々な人に書かれましたし、たしかにすごい反響で、それが一つの刺激になったことは間違いないでしょう。しかし、ここまで合併が進んだのは「西尾私案」だけではなくて、やはり段階補正から始まり、次第に地方交付税上の締めつけが厳しくなったところへ「地財ショック」が起こり、一気に市町村合併が進んだということが本当のところではないかと思っています。